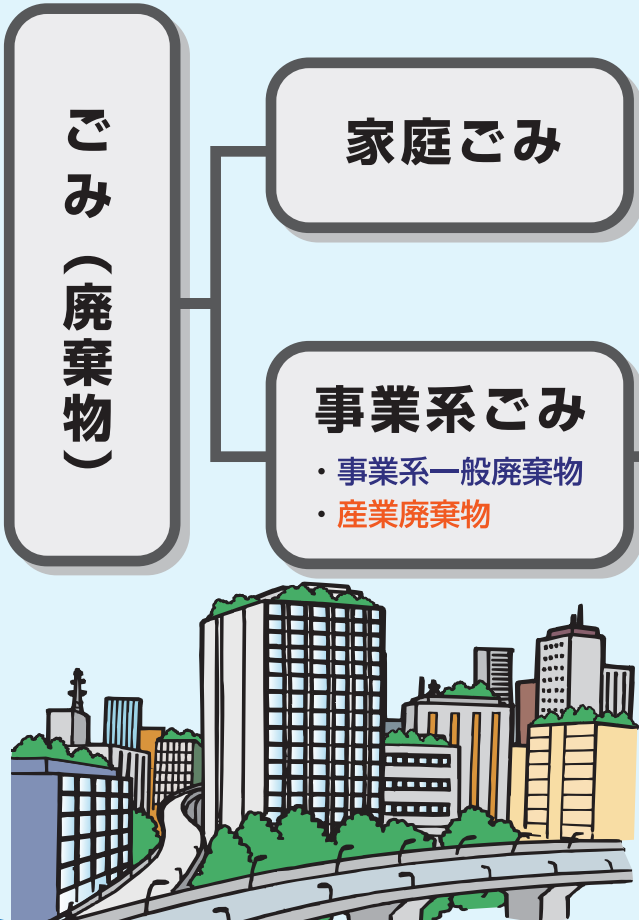


事業系ごみの分け方・出し方

事業活動に伴って生じたごみは、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

足立区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

◆ 事業系ごみの考え方 ◆



事業系一般廃棄物

「事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの」が該当します。

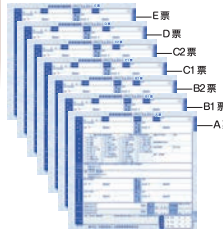
産業廃棄物

「事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める 20 種類のもの」が該当します。

【あらゆる事業活動に伴うもの】

- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- 鋳さい
- がれき類
- ばいじん

産業廃棄物を排出する事業者は、種類ごと、処分先ごとに産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付・保存が義務づけられています。



【特定の事業活動に伴うもの】

- 紙くず (主に、紙製造業や出版業など)
- 木くず (主に、木材又は木製品製造業など)
- 繊維くず (主に、繊維工業など)
- 動植物性残渣 (主に、食品製造業など)
- 動物系固形不要物
- 動物(家畜)のふん尿
- 動物(家畜)の死体

20. 1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、1から19までの産業廃棄物に該当しないもの

※爆発性、毒性、感染性のある廃棄物は、特別管理一般廃棄物や特別管理産業廃棄物に該当します。

◆ 事業系ごみの減量推進 ◆

事業系ごみの減量で、何よりも大切なのは、ごみを出さないことです。まずは発生抑制、次に再使用、最後の手段が再生利用となります。3つのRを実践していくことで、減量を推進しましょう。

また、3Rのほかにも、まだまだRの実践行動があり、4R、5R、6R、7Rと減量の取り組みは広がっていきます。

第1のR	Reduce	リデュース / 発生抑制	ごみになるものを減らすこと
第2のR	Reuse	リユース / 再使用	できるだけ繰り返し使うこと
第3のR	Recycle	リサイクル / 再生利用	もう一度資源として使うこと
第4のR	Refuse	リフーズ / 拒否	ごみのもとを断つこと
第5のR	Repair	リペア / 修理	壊れたものを修理して使うこと
第6のR	Refine	リファイン / 細かな分別	ごみを分けて捨てること
第7のR	Return	リターン / 返戻	戻せるものは戻すこと

事業所の皆さん、一人ひとりの行動によって、事業所から排出されるごみを更に減らしましょう。

大切なのは、1人の100歩より、100人の1歩です!

3R

Reduce (発生抑制)

- 電子化や文書共有によるペーパーレス化を図る
- 使い捨てから、補充商品の使用を推進する
- リースやレンタル用品を活用する
- 簡易包装やN O包装を推進する など

Reuse (再使用)

- 段ボール箱を再利用した分別ボックスを設置する
- 封筒、ファイル、フォルダーなど繰り返し使用する
- 不要となった備品や文具を他部署で再活用する
- 紙の裏面使用を徹底する など

Recycle (再生利用)

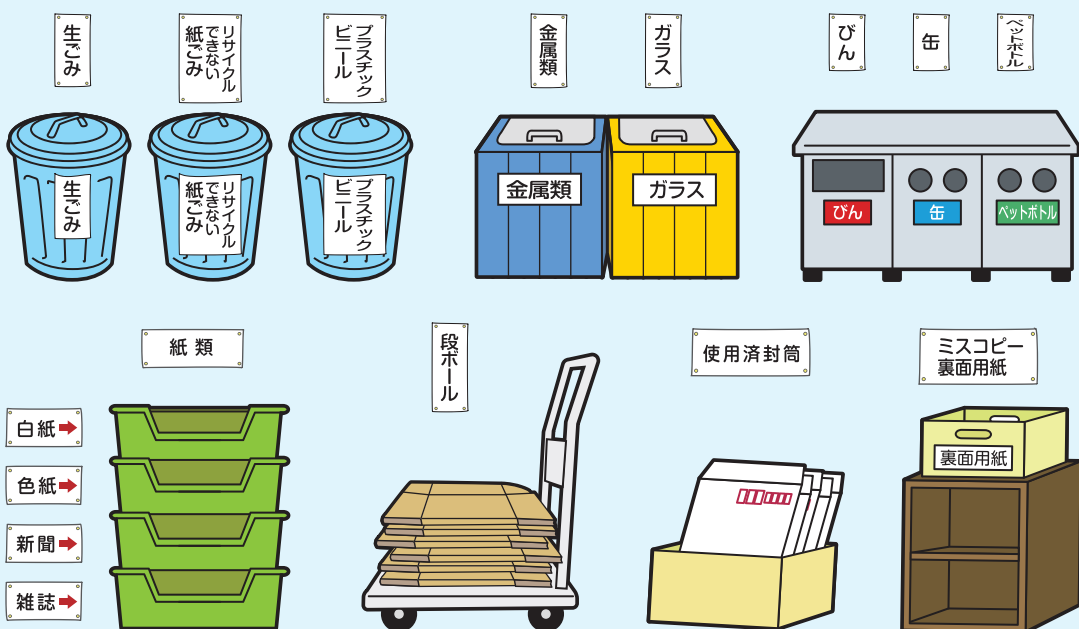
- 再生紙や再生品を使用する (グリーン購入推進)
- 紙や金属などを性状ごとに細かく分別する
- 事業者と連携したリサイクルシステムを構築する
- 生ごみの堆肥化を実践する など

◆ 事業系ごみの分別・保管～リサイクル環境の整備～ ◆

- 分別を徹底することで、リサイクル率の向上を図ることができ、再生資源の循環利用に貢献できます。
- リサイクルの推進により廃棄量が減少すると、廃棄物の処理費用が削減できます。

【事業所内での分別容器設置例】

※「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」という表示の場合、家庭ごみの分別方法と間違えやすいので、種類ごとに分別容器を設置しましょう。



【再利用対象物・廃棄物保管場所での表示例】

※生ごみ・金属・ガラス・プラスチックなども分別次第では再生資源となります。

